

経済協力

韓国・32

(想定回答他)

国内法関係(想定回答他)

四十七、四十、十

文書

分類記号番号

B.54.2.1

完成年月

部局名

大蔵省国際金融局投資

類別

H27.3.25

国立公文書館

分類

大蔵省

平成12年度

排架番号

つくば書庫5

5-53

3377

目 次		
番号	件 名	年月日
1	財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定や2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に与える措置に関する法律案	
2	「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定や2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に 与 する措置に関する法律」に関する検討案	40.10.18
3	や50回臨時国会資料(財産権処理関係)	40.10
4	財産権処理と国籍確認について	
5	韓国との請求権問題の解決等に伴う特別措置法案(検討試案)	
6	日韓協定の実施に伴う韓国人等の財産に関する特別措置法案	40.7.20
7	財産及び請求権問題に関する特別措置法案(検討試案)	40.7.29
8	財産及び請求権問題に関する特別措置法案の要綱(案)	40.9.13

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に對する措置に関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権

二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を含む。次項に

（おいて同じ。）又は債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の有する証券に化体される権利であつて、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条3の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

理 由

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、同協定第二条3に規定する大韓民国及びその国民の財産、権利及び利益に対する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

秘

未
定
稿

7
財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力
に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実
施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する
法律に関する疑問擬答

四〇・一〇・一八
条 約 局

第三項の趣意がある。この趣意の老練家を提出する理由である。
実施の件は、同協定第二条と一致する大韓民国及びその国民の財産、蘇聯及び露露の財産の被る情
況並に請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の
趣意の趣意である。

憲法との関係

八四

第一項關係

- 17 なる「第三者の権利の目的となつていたもの」とはいか
16 何故第一項ただし書の規定を設けたか。
15 「次項の規定の適用があるもの」とは何か。
14 のか。故六月十二日法律の効果を及せしめたもの理由といふか。
13 どの債権に返還を請求するに誤りがあるか。六月十二日以後の債権は、
12 ない担保権を何故か。の対象とするのに、用益物権を処理し
11 てこの法律の適用をうける韓国人の判定はなによつ
10 いの主たる規定によつて、平和条約の第四条の効力に意を動かし、
この規定によつて、平和条約の第四条の効力に意を動かし、

第二項 關係

21 保管するとは何か。

22 物とは何か。

23 とは物に含まれることとされる「証券に化体される権利」

24 何故保管の時点を六月二十二日としたか。

25 何故物については保管者に帰属したものとしたのか。

26 第二項後段を説明せよ。

18 第三者の権利の下に括弧内の文言はどういうことか。
19 「権利の行使に必要な限りにおいて」とは何か。
20 六月二十二日後この法律施行の日までの間に第三者
の権利の目的となつたものはどうか。なぜそう
して権利の目的となつたのか。

第三項 關係

27 第三項の趣旨を説明せよ。その理由いかん。

その他

28 証券の化体とされたる権利のうち「前二項の規定の適用
29 があるもの」に基づく主張をすることができない」とは何
か「権利に基づく主張をすることができない権利は結局どのようにな
30 る主張をすることができない権利は結局どのようにな

31 この法律の規定のみで実施が可能であるか。

32 特別の措置は不要であるといふが、これが協定に定め
い特別の措置は不要であるといふが、これが協定に定め

33 六月十二日以後の法律の施行の日あつた場合にはこの法律
の対象となつてゐる権利の移行があつた場合にはこの法律

34 合意事項と述べておいてその理由にかいて日本側は慎
重に検討するべし

35 前記の慎重な検討の結果は、この法律においてどの
よう前記の慎重な検討の結果は、この法律においてどの

問 1 韓国民の財産権を処理するについては、憲法上補償を必要とするのではないか。

答

一 憲法による財産権の保障は、原則として、外国人にも及ぶ。
二 しかしながら、各国が「自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする」ことをたてまえとする国際社会の現状においては、国家の存立を維持し、国家・国民の正当な利益を確保する国際関係処理上の国家的目的を達成する必要上、外国人に対し、外国人なるがゆえに、その財産権について国民と異なる国法上の取扱いをしなければならぬ場合があるのであつて（民法二条参照）、その場合、当該外国人に対し、憲法上の保障が与えられていない結果となつても、それは憲法の容認しているところであるといわなければならない。（別紙最高裁判決「外

國人登録令違反被告事件」(抄) 参照)

三

さて、日韓兩國の間には、兩國及び兩國国民の財産権に係るいわゆる請求権問題がわだかまり、その解決なくしては、兩國の国交回復は望み得ない実情にあつた。しかも、主張に係る個々の財産・権利の問題について兩國の納得するような解決をしていくという形でこの問題を解決できないことは、交渉の経緯に徴して明らかになつてきた。そこで請求権協定では、相手國及びその国民の主張をその信ずるところに従つて処理するというそれぞれの国の立場を認め、そのような処理については兩國の国際関係において問題として取り上げないことを約束し、これによつてこの問題が「解決されたことになる」ものとしたのである。すなわち、韓国及び韓国民がわが國及びわが国民に対して主張する財産・権利の問題をわが國が処理するのは、国交回復上の障害の解決として、韓国及び韓国民に対してわが國及び

わが国民の主張するところについて韓国が行なう処理とは無関係になされるものであるわけである。

四 この協定の下における国内処理として、わが国が韓国人の財産、請求権等について、これを消滅させる等の不利益な措置をとる場合に、これに補償をしなければならぬとすれば、実は、そのような財産、請求権等についての日韓両国の従来紛争における韓国側の主張をわが国が承認したのと実質上異ならないことになるわけであつて、補償を伴うことなくそのような措置をとるのでなければ、同協定の方式を採用した両国の意図が達成されないことになるといわなければならない。

五 このよりの国内処理により、韓国人に対しては、國民と同様の憲法上の補償が与えられていない結果となるが、日韓国交の回復が国際関係処理上わが国の必要とするところであり、そのためには両国間のいわゆる請求権問題を解決することが不可欠

な前提である以上は、そのような結果が生じても、それが憲法の容認するところであることは、二に述べたとおりである。

(法制局作成)

(別紙)

外国人登録令違反被告事件(抄)

(最高昭和三二年六月
一九日 大 法 廷)

「憲法二二条の右の規定の保障するところは、居住・移転及び外国移住の自由のみに關するものであつて、それ以外に及ばず、しかもその居住・移転とは、外国移住と區別して規定されているところからみれば、日本国内におけるものをさす趣旨であることも明らかである。そしてこれらの憲法上の自由を享ける者は法文上日本国民に局限されていないのであるから、外国人であつても日本国民に在つてその主權に服している者に限り及ぶものであることも、また論をまたない。されば、憲法二二条は外国人の日本国に入国することに關してはなにも規定していないものといふべきであつて、このことは、國際慣習法上、外国人の入国の許可は当該國家の自由裁量により決定し得るものであつて、特別の條約が存しない限り、國家は外人の入国を許可する義務を負わないものであることと、その考え

を同じくするものと解し得られる。」

（小林・入江裁判官少数意見）

「本条の『何人も』のうちには外国人を含むと解してもわが国民の地位と相容れないものではないことというまでもなく、したがって外国人も入国についてわが国民と同じ保障を受ける地位に立つという原則をまずは認しなければならぬのである。多数意見のように旧来の『国際慣習法上』という前提によりたやすく外国人の入国を憲法の保障外に置くことは、新しき理想を盛つたわが憲法の基本原理を全く無視するものといわなければならない。しかしこれまで原理であつて、かかる基本的考え方に立つた上、なお国家対立の現状にかんがみ、その後を生ずる第二次の問題はおのずから別である。すなわち各国民が各自国家を形成し、窮極の理想は別として第一段においては、それぞれまず自国民の福祉を保持することを先とする現実において、それぞれの憲法が公共の福祉を保持するため外国人

の入国について特定の制限をすることは認めらるべきであつて、わが憲法もとよりこの趣旨を除外するものではない。」

問 2 この法律を制定する理由いかん。(協定だけでは何故十分でないか。)

答 協定第二條3は、一方の国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置について、今後いかなる主張もなされ得ないことを規定しているのであつて、これらの実体的権利について具体的にいかなる国内的措置を執るかはその締約国の決定するところによつて定められている。したがつて、わが国については、大韓民国及びその国民の実体的権利をどのように処理するかについて、国内法を制定して同條3にいう措置を執ることが必要となつたのである。

(第二條3後段にいう請求権については、実体的権利ではないので、国内法によつて処理する問題は生ぜず、したがつて国内法を制定する必要はない。)

問 3 協定にいう財産、権利及び利益とは何か。

答 協定にいう財産、権利及び利益とは、合意議事録にあるとおり、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいう。具体的には、すべての種類の動産、不動産、債権、証券に化体されたその他の権利、無体財産権等が含まれる。

(注 「財産、権利及び利益」といういい方は伝統的に条約において用いられており、ヴェルサイユ平和条約第二九七条、イタリアとの平和条約第七八条、日本国との平和条約第一四條、日本国とインドとの間の平和条約第四條、日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五條、日本国とインドネシアとの間の平和条約第四條等多くの先例に見出だすことができる。

ヴェルサイユ条約第二百九十七條

敵国内ニ在ル私人ノ財産、權利及利益ニ関シテハ本款ニ定ムル原則及本款附屬書ノ規定ニ準拠シテ処理スヘシ

(1) 独逸国カ同盟国又ハ聯合國ノ国民（其ノ国民ノ利害關係ヲ有スル会社及組合ヲ含ム）ノ財産、權利及利益ニ関シ本款附屬書三ニ定ムル戰時非常措置及移転措置ヲ為シ其ノ清算ノ未タ完了セサル場合ニ於テハ直ニ其ノ措置ヲ中止シ又ハ停止シ前記ノ財産、權利及利益ヲ其ノ所有者ニ返還スヘク所有者ハ第二百九十八條ノ規定ニ從ヒ之ニ対スル完全ナル權利ヲ享有スヘシ

イタリアとの平和条約七八条

二 イタリア国政府は、この条の適用を受ける一切の財産、権利及び利益が、戦争の結果として被むるようになつたいかなる種類の物上負担及び債務負担をも課せられることなしに、且つ返還に關連してイタリア国政府によつて何らの課金をも課せられることなしに、返還されることを約束する。

問 4 協定第二條 3 の財産、權利及び利益に該当するものとは何か。

答 韓国及び韓国民の財産、權利及び利益のうち、(a)昭和二十二年八月十五日から昭和四十年六月二十二日までの期間内のいずれかの時まで日本国に引き続き一年以上在住した韓国人の財産、權利及び利益、並びに(b)昭和二十年八月十五日以後の通常の接触の過程において取得され又は日本国の管轄の下に入つた韓国及び韓国民の財産、權利及び利益を除いたものである。ただし、(a)又は(b)に該当するものであつても、特別の措置の対象となつたものはすべて含まれることとなる。

(協定第二條 2 参照)

✕

問 5 財産とは何か。

答 この法律で「財産権」とは、協定で財産、権利及び利益と表現されているすべての実体的権利をさす。

問 6 この法律の措置の対象となるものとならないものは、それぞれ何か。その総額及び内訳を示せ。

答

一 措置の対象となるもの

この法律においては、協定第二条3の財産、権利及び利益に該当するすべての種類の動産、不動産、債権、証券に化体されたその他の権利を対象としている。ただし、無体財産権はこの法律の対象から除かれている（問7 答参照）

右に該当するこれらの財産権を各省の所管事項についてみれば、主なものは次のとおりである。

（注1 掲示されている金額は、朝鮮人のものとして把握されているものであつて、南北朝鮮の別は不明である。）

2 ◎印は、法務省の供託に係る金銭及び有価証券の中に含まれているものを示す。）

府所 省管	総理府	法務省	外務省	大蔵省
事 項	恩 給	供託に係る金銭及 び有価証券(外国 人のために行なう 供託)	朝鮮関係特別 計(朝鮮総督府 朝鮮生命保険及 朝鮮食糧管理)	預貯金
金 額	八四八〇〇〇〇〇〇円	現金 一〇七八八六三 円 有価証券 二〇九五八二五〇 円	不 明	不 明
備 考	一時金及び年金を含む 係人員約三六〇〇〇人		関連資料が朝鮮に残され ているため詳細不明。	旧朝鮮所在金融店舗の預 金総額三六五百万円から、 日本国内居住者分(一九六 百万円)を控除すると、在 外居住者は約一六九百 万円で、ただし、朝鮮人分 不明
				金融債
				不 明

金融機関のその他 の債務（借入金、その他 の保証預り、担保 の他の預り物件）	損害保険	生命保険	閉鎖機関、在外会 社に係る財産、権利 及び利益	1 本邦内負債
---	------	------	-------------------------------	---------

不明	一 保険金額 一 責任準備金 一 六〇〇〇〇〇〇〇円	◎ 供託分 一 六七一七六・二三円
----	----------------------------------	----------------------

理論上想定しうるもので あつて、実際にはない。	元受関係約一〇万、再保 險関係約六五〇万。ただし、 朝鮮人分不明	在日契約のうち解約及び理 を日契約にかないもの解 在鮮契約。これら解、保戻 金請求。この特別取極を 会社及び両国間の特失効 期待して約款による。棚 理を行なわぬものである。 していたもの。	1 計数は昭和四〇年五月 三一日現在
----------------------------	--	---	-----------------------

2
株又は
券は余
これ財
に産分
代配
わる金

計	三六〇四六五九三円
新会社 保管	八〇三五〇〇〇円
◎株 金	二〇一八〇一〇〇円
◎金 託分	七八三二四九三円
新会社承継	一五八四〇四八〇六円
(朝鮮人分不明)	

2 株券は額面金額により計上した。

3 株券の銘柄は、閉鎖機関では朝鮮銀行の新会社日本不動産銀行一社、新在外会社では在外会社の新会社八社である。

4 株式の果実(配当金)の処理については不明である。

5 資料が十分でないため次の者を朝鮮人と推定した。認定の方によつては本表の計数は変動することがある。

(a) 個人に
名等から
され、朝
に住所を
(旧李王
職長官
義の者

報國債、貯蓄債券、

不
明

税関保管物件

(省令第八八号に基づくもの)

一六三八・二〇二円

(政令第一九九号に基づくもの)

七二三七七円

計一七、一〇〇、五七九円

(b) 前法人に住所を有し、以て朝鮮人の代表者として指定されたものは、内資と認められ、在外の会社にては、その資本の過半を日本人が所有するものとする。

○登録朝鮮を支払い場所とする
○債権及び無記名債券である無記名
○貯蓄債券、その性質上不明である

厚生省	未帰還者留守家族 等援護法等による旧 軍人軍属に対する未 払給与金	◎九一三六四〇〇一円	
農林省	引揚者給付金等支 給法による引揚者給 付金、未帰還者に關 する特別措置法によ る弔慰料、戦傷病者 特別援護法による葬 祭費等 船員保険法等によ る保険給付の受給額	不明	これらは、理論的に考え られるものであるが、実際 にはほとんどの場合、思 われない。また、取り消 は、時効（二年）により消 滅している。
	旧農業保険、旧家 畜保険、森林保険、 旧漁船保険の保険金 請求権	不明	同

運輸省	郵政省	労働省
応徴船員に対する 未払給与等の供託金	郵便貯金（朝鮮記 号） 郵便振替貯金（朝 鮮口座）	簡易生命保険及び 郵便年金 朝鮮人労働者に対 する賃銀、退職金及 び事業主が保管して いる各種預金通帳等
◎三二 三二 三四 六円	一 二〇〇〇〇〇〇〇円 一 八〇〇〇〇〇〇〇円	不明 一七〇〇〇〇〇〇円
大韓民国と推定されるの は三〇〇〇〇〇〇〇円弱。	昭和二十年九月末におけ る昭和。朝鮮人分不明 同 本邦引揚韓国人所所有の郵 貯、振替貯金に付いては不 明。ただし、請求八項目に よると約七〇〇〇〇〇〇円	国に供託されているもの を含む。

[illegible]

二 措置の対象とならないもの

問 7 この法律で措置の対象とした理由及び対象としない理由はそれぞれ何か。

答 協定第二條3は、一方の国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置について、今後いかなる主張もなされ得ないことを規定しており、わが国が大韓民国及びその国民の該当する実体的権利についてすべてこれを処理することに対し韓国の側が異存はないことを規定したものである。よつてこの法律においても一応協定第二條3に該当する実体的権利については原則的にすべて処理することを規定している。

しかし、工業所有権（特許権等）又は著作権のいわゆる無体財産権については、これらを国際的に尊重しかつ保護しようとする条約及び国内法の定めるところに従い他の外国の権利と同様に保護するのが適当であるとの見地よりこの法律の対象からは除くこととした。

問 8 この法律は何故在日韓国人を債務者とする韓国人間の権利義務関係の処理について規定していないのか。また、韓国人の在日第三国人に対する債権はいかん。

答 日韓間の請求権に関する問題は、朝鮮の日本からの分離、大韓民国の独立という事態から生じた日韓両国及び両国民の間の請求権問題であり、韓国人間に存在する権利。義務関係の処理はこの協定の目的とするところではなく、また、韓国人の在日第三国人に対する債権も同様な理由により、協定の実施に伴って処理されることを要する性質のものではないので、この法律の適用対象となかった。

問 9 北鮮系の同種の財産についてはどうするか。

答 北鮮系の財産権については、協定の対象となっていないので、この法律においてもなんら規定されていない。したがって、これらの財産権については従前どおりの取扱いがなされることとなる。具体的には、たとえば、郵便貯金については、平和条約第四条を念頭において郵政省の通達により朝鮮人に対する支払いは保留されたところ、この法律により韓国人の分は権利消滅によつて郵便貯金特別会計へ繰り入れられることになるが、北鮮系のもものは従来の保留の措置がそのまま継続することになる。供託金、恩給等についても同様である。

224 民間関係についても右に準じた保留の措置が行なわれていることを政府として期待してきており、為替管理の面で事実上その効果があげられてきている。また、實際上該当する権利の行使がほ